

情報提供方法に係るアンケート・ヒアリング調査結果（抜粋）

1. アンケート調査結果

(1) 利用者

【評価・認定結果を知るタイミング・方法】

「貸切バスの安全性を評価する制度ができた場合、バス会社の評価について、どのようなタイミング・方法で知りたいと思いますか。」と質問した結果、図 1 のようになった。

- 最も多かったのが「旅行パンフレットへの記載等、旅行企画の段階で知りたい」で全体の 63.0%、次に多かったのが「旅行会社への申し込みやネット予約の際に、わかるようにしてほしい」で全体の 56.2%だった。

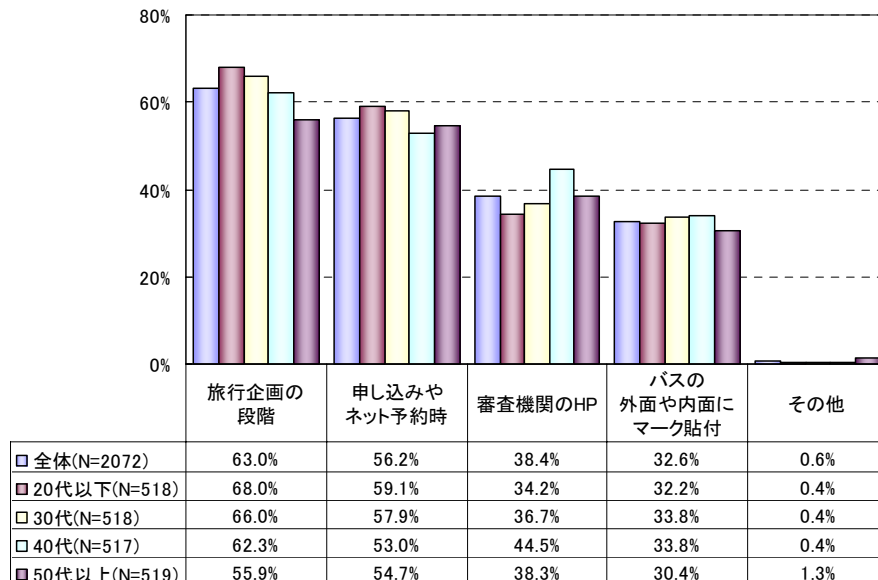


図 1. 評価・認定結果を知るタイミング・方法（複数回答）

その他の意見として以下のようなものがあった。

- ・ バス会社のホームページ
- ・ 新聞などの媒体で定期的に報告してほしい 等

## (2) 旅行会社

### 【評価・認定制度の周知・公表方法】

「顧客（利用者）に対し、評価・認定された貸切バス事業者を周知する際に、どのような方法がよいと思いますか。」と質問した結果、図 2、図 3 のようになった。

- ・ 1位から3位までの合計では「評価機関のホームページでの貸切バス事業者名の公表」、「旅行パンフレットへの記載、旅行内容説明時に利用者へ説明」の割合が高かった。
- ・ 1位で最も多かったのが「評価機関のホームページでの貸切バス事業者名の公表」で全体の41.2%、次に多かったのが「バスにステッカーを貼付」で26.9%だった。また、年間利用した貸切バスの延べ台数が1,001両以上が1,000両以下に比べ、「評価機関のホームページでの貸切バス事業者名の公表」の割合が高かった。

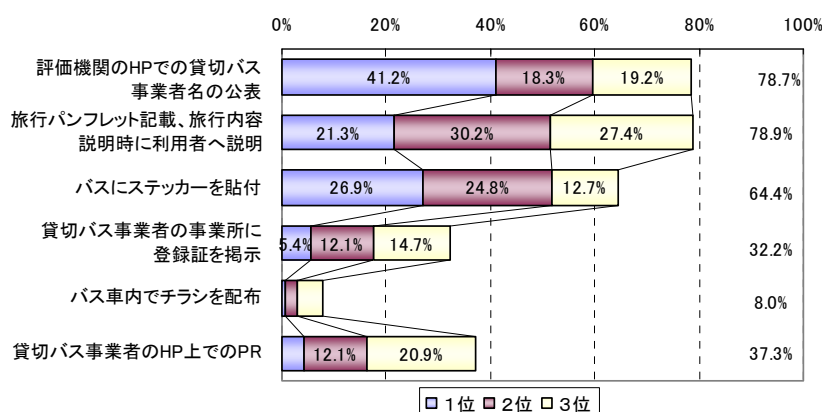


図 2. 評価・認定制度の利用者への周知・公表方法（1位～3位）

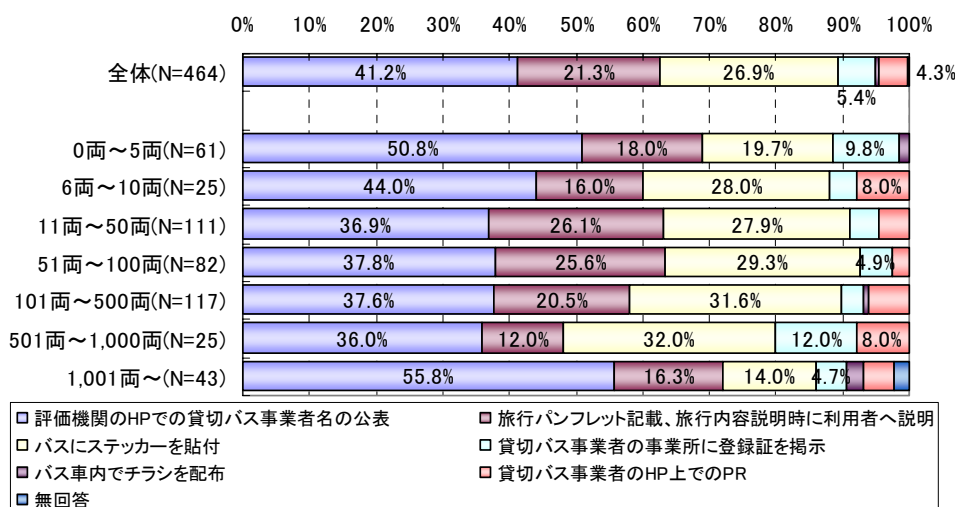


図 3. 評価・認定制度の利用者への周知・公表方法（1位）

### (3) 貸切バス事業者

#### 【評価・認定制度の周知・公表方法】

「顧客（利用者や旅行業者）に対し、評価・認定された事業者を周知する際に、どのような方法がよいと思いますか。」と質問した結果、図 4、図 5 のようになった。

- ・ 1位から3位までの合計で最も多かったのが「評価機関のホームページでの貸切バス事業者名の公表」で全体の73.2%だった。
- ・ 1位で最も多かったのが「評価機関でのホームページでの会社名の公表」で全体の40.3%、次に多かったのが「バスにステッカーを貼付」で全体の18.9%だった。また、車両保有台数が多い企業ほど、「旅行パンフレットへの記載、旅行業者から利用者へ説明」の割合が高かった。

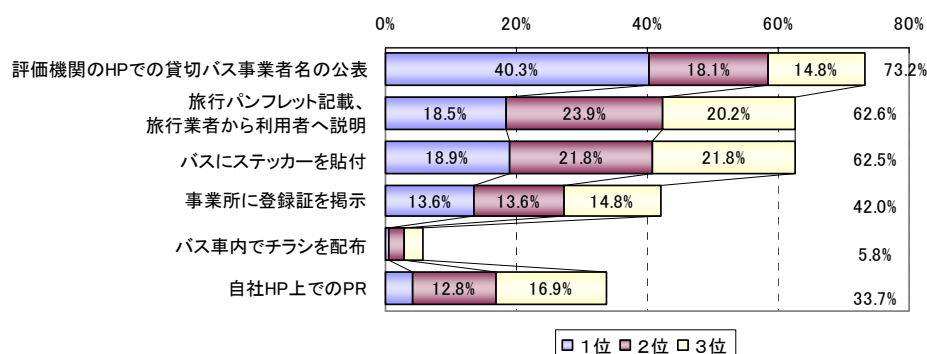


図 4. 貸切バス事業者の評価・認定制度の利用者への周知方法（1位～3位）

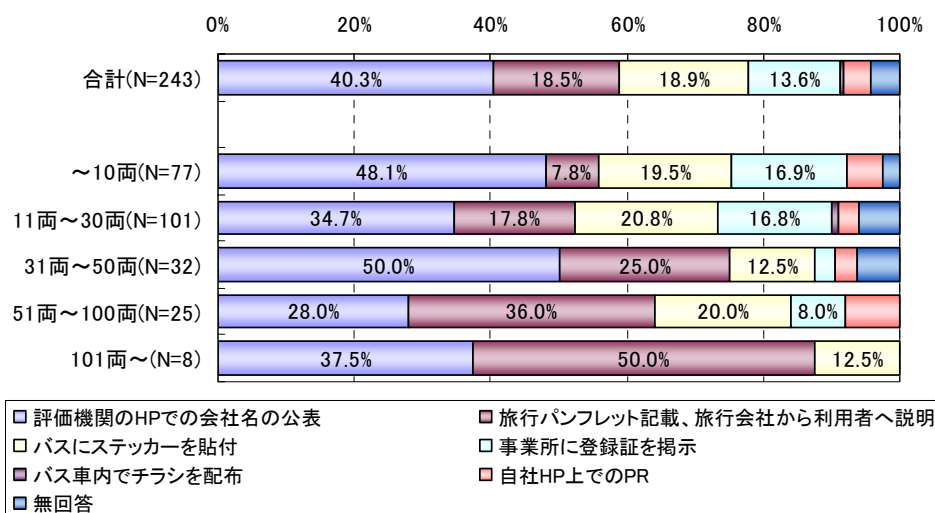


図 5. 貸切バス事業者の評価・認定制度の利用者への周知方法（1位）

その他の意見として以下のようなものがあった。

- ・ バス協会等の主催によるキャンペーンを実施する。
- ・ 新聞、ラジオなどのメディアを利用して会社名を公表 等

## 2. ヒアリング調査結果（「活用・周知・公表イメージについて」の結果）

### （1）全般

- ・ **【利用者への周知】** 利用者への周知が必要であり、効果的な宣伝方法を検討する必要がある **ほぼ全ての関係者**
- ・ **【活用されないことへの懸念】** 環境に関して努力を行っても、利用者が「環境に配慮しているバス会社」を指名するケースはなく、安全についても同様の結果になることを懸念している **バス事業者（1社）**

### （2）バス事業者による活用・周知・公表

- ・ **【ステッカー】** バスにステッカーを貼る等、目に見える形にすればよい **関係団体（2団体）**

### （3）旅行者による活用・周知・公表

- ・ **【実現可能】** 旅館施設等のマル適マークと同様、本評価制度ができた場合でも、ツアーの条件書に記載するなど、周知・公表を行うのは難しくない **旅行者（1社）**
- ・ **【実現不可能】** 旅行パンフレットへの掲載は、実務上、無理ではないか。（利用者への契約事項の一部であり、「安全性評価認定貸切バスを使用」と書いて、そのバスが手配できなければ、契約違反ということになるのではないか） **関係団体（1団体）**
- ・ **【旅行者へのインセンティブの必要性】** インセンティブがなければ旅行会社がパンフレット記載や契約時の説明等の対応をしない可能性があるのではないか **関係団体（1団体）**

### （4）運営主体による活用・周知・公表

- ・ **【行政処分情報へのリンク】** 認定事業者を web で公開する際は、行政処分情報のリンクをつけると、利用者にわかりやすくなるのではないか **関係団体（1団体）**